

1. 諮問事項

「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方」

2. 諮問の趣旨

平成28年8月に相次いで発生した台風第7号、第11号、第9号はいずれも北海道に上陸し、台風第10号は暴風域を伴ったまま、太平洋側から岩手県に上陸した。これら一連の台風に伴う豪雨により、国が管理する河川では十勝川の支川札内川、石狩川の支川空知川などで堤防が決壊するなど大きな被害が生じた。また、岩手県が管理する小本川、久慈川、安家川、北海道が管理する十勝川の支川芽室川、戸蔭別川などでも氾濫被害が発生し、特に小本川では要配慮者利用施設において入所者が逃げ遅れ、犠牲になるなど甚大な被害が生じることとなった。

北海道への3つの台風の上陸、東北地方太平洋側への台風の上陸は、気象庁が1951年に統計を開始して以来、初めての事象であり、今後も地球温暖化に伴う気候変動の影響により、水害の頻発化・激甚化が懸念されている。また、現況施設能力を超える洪水が頻発する状況下における河川整備の進め方も課題となっている。

さらに、今回の一連の台風により甚大な被害を受けた各河川は、国管理河川の支川や都道府県が管理する中小河川であり、整備水準が必ずしも高くないことに加え、今後、人口減少の影響を大きく受ける地域であることから、このような社会情勢も踏まえた水害対策を早急に検討していく必要がある。

平成27年9月関東・東北豪雨を踏まえ、平成27年12月に社会資本整備審議会より答申された「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築～」では、気候変動により施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されることから、社会の意識を「施設には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へとの変革を促し、社会全体で常に洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築することが必要であると提言されたところである。

この答申を踏まえ、全国の国管理河川において水防災意識社会の再構築の取

組を進めているところであり、今夏より、都道府県が管理する河川にもこの取り組みを拡大して進めることとしたところであるが、上述の状況に鑑みると、国管理河川の支川や都道府県が管理する中小河川においてこの取り組みを更に加速して推進していくことが求められている状況である。

このようなことから、今般の北海道・東北地方を襲った一連の台風被害を踏まえ、水害の頻発化・激甚化が懸念され、かつ人口減少下における社会情勢の中、中小河川等における水防災意識社会の再構築を如何に進めていくべきかについて諮問を行うものである。